

○湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例施行規則

平成28年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例（平成28年湖周行政事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び条例」において使用する用語の例による。

(受入基準)

第3条 条例第6条の規則で定める基準は、次に掲げる事項とする。

(1) 処理施設に搬入する廃棄物に、次のいずれの物も含まれていないこと。

ア 有毒性の物

イ 危険性のある物

ウ 引火性及び爆発性のある物

エ 著しく悪臭を発する物

オ 容積又は重量の著しく大きい物

カ 液状の物

キ 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物

ク し尿

ケ 特別管理一般廃棄物に指定されている物（組織市町の一般廃棄物処理計画により受け入れることができるものを除く。）

コ その他処理施設の機能に支障を来すおそれのある物

(2) その他処理施設の適正な管理運営のために組合長が別に定める事項

(受入拒否)

第4条 条例第7条のその他の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 組織市町の長が処理施設への搬入を禁止しているとき。

(2) その他処理施設の適正な管理運営のために組合長が受入れることを適当でないと認めるとき。

(搬入日)

第5条 処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、組合長が認める場合は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年1月3日まで

(搬入時間)

第6条 処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、次のとおりとする。ただし、組合長が認める場合は、この限りでない。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午前12時まで

(手数料の徴収方法)

第7条 条例第8条に規定する手数料は、搬入者が処理施設に廃棄物を搬入した都度徴収する。ただし、組合長が認める場合は、納付期限を定めて徴収することができる。

2 前項ただし書の規定により手数料を徴収するときの納付期限は、納入通知書発付の日から1月以内とする。

(減免の申請手続)

第8条 条例第10条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第1号(以下において「申請書」という。))を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上適否を決定し、手数料減免決定書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 処理施設を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号(第 8 条関係)

手数料減免申請書

年 月 日

(宛先)

湖周行政事務組合

組合長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例第 10 条の規定により手数料の（減額・免除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請内容の確認に必要な調査等に同意します。

記

1、廃棄物の種類 _____

2、搬 入 日 _____

3、申 請 理 由 _____

様式第2号(第8条関係)

手数料減免決定書

年 月 日

様

湖周行政事務組合

組合長

印

年 月 日付けで申請のあった手数料の（減額・免除）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

廃棄物の種類	
減額・免除の可否	<input type="checkbox"/> 減額する <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減額・免除しない
減免の可否の理由	
備 考	